

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年3月26日（平成30年（行情）諮問第168号）

答申日：平成30年8月1日（平成30年度（行情）答申第210号）

事件名：特定日時以前に北海道管区行政評価局が受信した総務省ホームページからのインターネットによるメール等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月14日付け北海管第14号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、本件対象文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

開示請求に係る行政文書は既に廃棄済みであり存在しないため、という理由であるが、特定日時Aのメールとの比較ができないように特定職員が虚偽の主張をしている可能性が高いから。

（2）意見書

別紙2のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が、法の規定に基づき平成29年10月24日付けで行った本件対象文書1及び本件対象文書2を請求内容とする行政文書開示請求に対し、「開示請求に係る行政文書は既に廃棄済みであり存在しないため」を理由とする処分庁が平成29年11月14日付けで行った原処分を不服として、同年12月27日付けで提起されたものである。

2 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張はおおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

特定日時A以前に、北海道管区行政評価局が受信した総務省ホームページからの情報公開・個人情報総合窓口宛てへのインターネットによるご意見・ご要望のメール及び当該メールに添付されたご意見・ご要望の内容が記載された文書を開示してほしい。

(2) 審査請求の理由

開示請求に係る行政文書は既に廃棄済みであり存在しないため、という理由であるが、特定日時Aのメールとの比較ができないように特定職員が虚偽の主張をしている可能性が高いから。

3 諮問庁の意見

(1) 審査請求に係る行政文書

審査請求に係る行政文書は、本件対象文書1及び本件対象文書2である。

(2) 情報公開・個人情報保護総合案内所について

情報公開・個人情報保護総合案内所（以下「案内所」という。）は、総務省が法等の規定に基づき、法等の円滑な運用を確保するため、総務省本省及び都道府県ごとに設置しており、行政機関・独立行政法人等の情報公開・個人情報保護に関する案内を行っている。総務省のホームページ内に、北海道管区行政評価局のページがあり、その中に案内所について説明しているページがある。そのページから、インターネットによるご意見・ご提案を受け付けるフォームへのリンクがあり、ホームページ閲覧者はここから意見要望を送信することができる。当該フォームから送信する際に、「申出先の選択」において「石狩・空知・胆振・日高・小樽」を選択し、かつ「ご意見・ご要望の分野」として「情報公開・個人情報保護相談窓口」を選択して送信すると、投稿されたご意見・ご要望は北海道管区行政評価局が受信する。

(3) 原処分判断の妥当性について

処分庁によると、北海道管区行政評価局では、ご意見・ご提案メールについて、受領後1年間保存した後は順次廃棄しているとのことであり、開示請求に係る行政文書は既に廃棄済みであり存在しないことを理由として行われた原処分に不自然、不合理な点は認められない。

また、本件審査請求を受けて念のため、処分庁の執務室内の書庫、書棚等、共用ドライブの探索を行ったが、処分庁において当該行政文書の存在を確認することはできなかったとのことであった。

なお、審査請求人は「特定日時Aのメールとの比較ができないように特定職員が虚偽の主張をしている可能性が高いから」と主張するが、当

該主張を裏付ける根拠は示されておらず上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、処分庁において、本件対象文書について開示請求に係る行政文書は既に廃棄済みであり存在しないことを理由に不開示とした原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月17日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年7月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙1に掲げる本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁の説明

上記第3の3及び4のとおり。

(2) 検討

案内所の業務等につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、案内所の業務の実施に関しては、①情報公開・個人情報保護総合案内所設置運営要綱（平成17年4月1日施行）に基づき定められた情報公開・個人情報保護総合案内所業務実施要領（同日施行）により必要な事項が定められていて、これによれば、案内所の管理者は、照会等を受けたときは、受付簿に所要の事項を記録することとされており、総務省行政管理局に対し、業務の実施状況の報告を行った場合には、速やかに当該報告に係る受付簿を適切に廃棄することとされているとのことであり、また、②北海道管区行政評価局では、照会等に係るメール等は、受付簿の添付文書として扱い、メール等の受領後、おおむね1年間保存した後は、当該メール等に係る受付簿を順次廃棄しているとのことである。

そこで、諮問庁から上記運営要綱及び実施要領の提示を受け、当審査

会においてその内容を確認したところ、上記①の諮問庁の説明が是認できることからすると、上記②で諮問庁が説明するとおりの北海道管区行政評価局における照会等に係るメール等及びこれを添付した受付簿の取扱いは、不合理なものとはいえない。

そうすると、本件対象文書は既に廃棄済みである旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

(2) また、処分庁においては、執務室内の書庫、書棚等、共用ドライブの探索を行ったとのことであり、処分庁が行った本件対象文書の探索の方法及び範囲について、特段の問題があるとは認められない。

(3) したがって、北海道管区行政評価局において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、北海道管区行政評価局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1（本件対象文書）

本件対象文書 1 特定日時 A 以前に，北海道管区行政評価局が受信した総務省ホームページからの情報公開・個人情報保護総合窓口宛てへのインターネットによるメール

本件対象文書 2 本件対象文書 1 に添付されたご意見・ご要望の内容が記載された文書

別紙 2 (意見書)

◇特定職員がメールをねつ造した証拠

○特定職員のねつ造メール

郵便番号が左詰

応接態度

当方

○本物メール

郵便番号が右詰

今後態度

○○ (審査請求人の姓。以下同じ。)

○ねつ造した所定の様式に複写したもの

○本物の所定の様式に複写したもの

明朝体

ゴシック体

郵便番号・電話番号に全角ハイフン

郵便番号・電話番号は複写前ハイフン無なので複写後もハイフン無

住所の枝番に半角ハイフン

住所の枝番は、複写前と同じ全角ハイフン

特定職員は、当時は、郵便番号は左詰めだったと主張するが、今回の開示請求で、郵便番号欄が過去から現在までずっと右詰めなのが分かるので、特定職員がねつ造した証拠になる。

今回の開示請求で、インターネットによる行政相談受付（受付完了）メールが開示されれば、特定職員がねつ造した証拠がまた一つ付け加えることができる。

特定日 B ? : ? 本物の行政苦情 1 1 0 番メールには受付完了メールはない。

特定日時 C 札幌法務局宛てメール「今後態度」と記載している。

特定日時 A 特定職員（ねつ造メール）は、受付完了メールはないと主張。「応接態度」と記載している。

特定日時 D 本物の総務省宛てメールには、受付完了メールはある。「今後態度」と記載している。

今回の、開示請求で特定日時 A の直近の開示される文書には受付完了メールがあるので、特定職員の主張が嘘だということがわかる。

それを恐れて、文書がないと嘘を言っている。

札幌地方検察庁は、特定年月日付けで、特定職員に対する虚偽公文書作成罪の告訴状を受理したので、今後の捜査で特定職員がメールをねつ造し、相談対応票をねつ造したことが明らかになります。